

山梨市ファミリー・サポート・センター事業のご案内

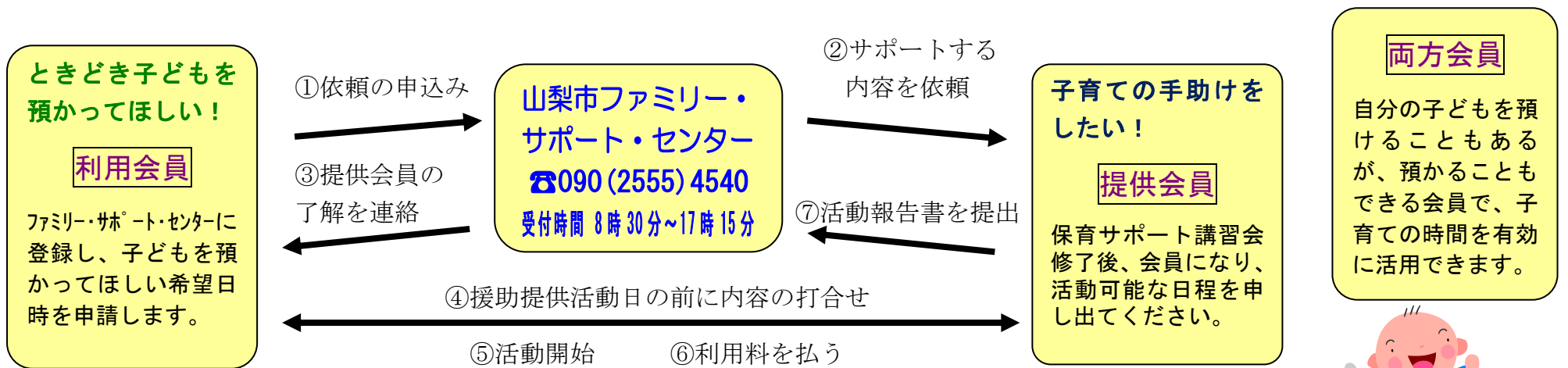
山梨市では、「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを手助けしたい人」が会員となり、地域の子育てをお互いに支えあう「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しています。

子育てを「ちょっとだけ手伝ってもらいたい…」という方、「子育ての経験を生かし手助けをしたい」と思っている方は、ファミリー・サポート・センターへ登録をお願いします



「山梨市ファミリー・サポート・センター事業」ってなに？

ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが、「利用会員」と「提供会員」の相互援助活動をコーディネートします。



どんなときに利用できるの？

山梨市ファミリー・サポートで悩みを解決！
安心して子どもを預けられます。

〈預けられるお子さんの年齢〉
生後3か月程度～満12歳
〈おもな活動〉

- ① 保育所・幼稚園などの開始前や終了後に子どもを預かったり、送迎をします。
- ② 保護者の通院や急用の場合に子どもを預かります。
- ③ 仕事と子育ての両立を図るためや、育児疲れのリフレッシュのために子どもを預かります。

参観日なので、下の子を半日みて欲しい…



病院に行く間、赤ちゃんをみて欲しい…

残業があって、保育園・幼稚園に迎えにいけない…

保育（利用）料は？

市内在住の方

- 通常時間…… 平日 1時間 700円
土・日・祝日 1時間 800円
- 時間外（7:00～9:00、17:00～21:00）… 100円増し
- ★市内在住の方が利用する場合、1時間につき200円を引いた金額になります（市が差額を補助します）。

市外在住の方

- 通常時間…… 平日 1時間 900円
土・日・祝日 1時間 1000円
- 時間外（7:00～9:00、17:00～21:00）… 100円増し
- 兄弟など、子どもの人数によって金額が変わります。ご相談ください。
- 保育場所は、提供会員と利用会員が相談し、設定します。
- 交通費は、利用会員に実費負担をお願いしています。

ファミリー・サポート・センター会員

会員には、3つの種類があります。

- 【利用会員】 ……手助けをしてもらいたい人
- 【提供会員】 ★ ……手助けをしたい人
- 【両方会員】 ★ ……手助けをしてもらいたい、また場合によっては手助けもしてあげたい

★提供会員・両方会員はファミリー・サポート・センター事業のしくみなど、子育てに関する知識と心を学んでいただくために「保育サポート講習会」の受講をお願いします。

山梨市保育サポート講習会について

山梨市ファミリー・サポート・センター事業に、提供会員・両方会員として登録したい方は、市が開催する、保育サポート講習会の受講が必要です。

【開催日程】

下記までお問合せください。

【対象者】

どなたでも受講できます。（ただし、提供会員の登録は、山梨市に住民票がある方に限ります。）

【参加料】テキスト代のみ

※希望者には受講時の託児もあります。